

(3) 身近な相談支援体制整備の推進

ア 障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援

障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援については、「障害者自立支援法」により、2006年10月から、障害種別にかかわらず、事業の実施主体を利用者に身近な市町村に一元化して実施している。また、市町村における相談支援事業の機能を充実・強化するため、2006年10月から住宅入居等支援事業を、2012年4月から基幹相談支援センター等機能強化事業を、それぞれ地域生活支援事業に位置づけている。

また、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することにより、障害のある人や障害のある児童の親が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう支援を行っており、2015年4月からは、支給決定前の全ての障害児者が、障害児支援利用計画案又はサービス等利用計画案を作成することとしている。

さらに、2018年度の報酬改定では、利用状況の適切な把握と適正なサービス量の調整が可能となるよう、標準モニタリング期間の一部を見直してモニタリング頻度を高めたほか、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算（「サービス提供時モニタリング加算」等）を創設している。このほか、厚生労働省では、障害のある人の支援体制のさらなる充実を図るため、2018年度から、地域や事業所における指導的な役割を担う相談支援等の中核的な人材として主任相談支援専門員の養成等を行っている。

広域・専門的な支援や人材育成については、都道府県の地域生活支援事業の中で、都道府県相談支援体制整備事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児等療育支援事業、相談支援従事者研修事業等を実施し、市町村をバックアップしている。

イ 都道府県による取組及び市町村区域への対応

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、それぞれの施設が担う相談支援内容に合わせて、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を配置している。設置状況は、身体障害者更生相談所（2020年4月現在77か所）、知的障害者更生相談所（2020年4月現在86か所）、児童相談所（2020年4月現在219か所）、精神保健福祉センター（2020年4月現在69か所）となっている。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員・児童委員を委嘱している。

ウ 法務局その他

全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人権擁護委員及び法務局職員が障害のある人に対する差別、虐待等の人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でもインターネットによる人権相談の受付を行っている。加えて、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。

保健所、医療機関、教育委員会、特別支援学校、ハローワーク、ボランティア団体等においても、相談支援が行われている。

エ 矯正施設入所者

障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、

「地域生活定着支援センター」を全国の各都道府県に整備している。同センターは、矯正施設、保護観察所並びに地域の関係機関及び団体と連携して、社会復帰の支援を行っている。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び自立した日常生活のための訓練等を実施している。

(4) 権利擁護の推進

ア 成年後見制度等

認知症、知的障害又は精神障害などのため判断能力の十分でない人を保護し支援するための成年後見制度について、パンフレットの配布や法務省ホームページ上のQ&A掲載など、制度周知のための活動を行っている。また、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害のある人又は精神障害のある人であり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施しており、2012年度から市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けている。

報酬等の助成事業については、2019年4月1日現在で1,642市町村が実施しており、このうち、国の地域生活支援事業費等補助金を活用しているのは1,340市町村となっており、今後とも本事業の周知を図ることとしている。

また、2013年度から、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業である成年後見制度法人後見支援事業を地域生活支援事業として市町村の必須事業に位置づけたほか、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害のある人等の意思決定の支援に配慮し、常に障害のある人の立場に立ってサービス等の提供を行うことを義務づけている。

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち必ずしも判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、事業の一部を委託された市区町村社会福祉協議会等により実施されている。本人からの申請は少なく、周囲の専門職等が必要と判断して利用に至る場合が多いことが特徴である。利用者の判断能力の低下等により、成年後見制度へ移行する者が増加しており、単身世帯の増加により、成年後見制度への移行のための支援も必要とされている。2019年3月末現在の本事業の実利用者数は54,797人となっており、今後とも本事業の一層の定着を図ることとしている。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)に基づき、「成年後見制度利用促進委員会」における議論を踏まえて策定された「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定)に沿って、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援に繋がるよう、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどの成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進している。基本計画の中間年度に当たる2019年度においては、基本計画に係る成果指標(KPI)を設定するとともに、各施策の進捗状況や個別課題の整理・検討を行っており、こうしたKPIや中間検証の結果も踏まえ、各施策を着実に推進していくこととしている。併せて、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の撤廃等を盛り込んだ関係法案を国会に提出し、2019年12月までに成立した。

(なお、財産管理については、後述の「3. 経済的自立の支援（2）個人財産の適切な管理の支援」を参照。)

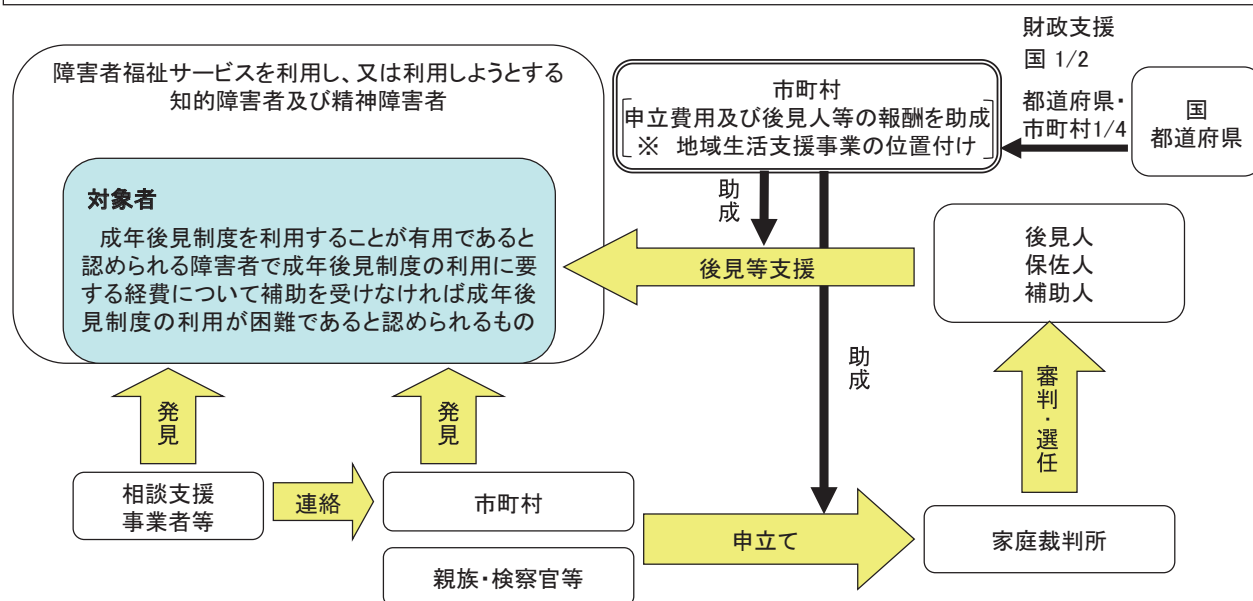
■ 図表3-5

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※2012年度より、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象としている。



資料：厚生労働省

イ 消費者としての障害者

高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を目的とし、障害者団体のほか高齢者団体・福祉関係者等専門職団体・消費者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を2007年から開催し、消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組の構築を図ってきた。2018年度には、見守りの担い手としての役割が期待される金融機関等の事業者団体を新たに加え、更に体制を拡充した。

2019年10月に開催した「第15回高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」では、改正消費者安全法によって法定された「消費者安全確保地域協議会」の設置促進を図ることを目的に、地域において積極的な見守り活動を行っている関係団体が発表を行い、情報共有をした。「高齢者、障がい者の消費者トラブル防止のため、積極的な情報発信を行う」こと、「多様な主体と緊密に連携して、高齢消費者・障がい消費者を見守り消費者トラブルの被害の回復と未然防止に取り組む」こと等を申し合わせた。

国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口やワンポイントアドバイス等をメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」を発行するとともに、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「2020年版くらしの豆知識」のデジー版（デジタル録音図書）を作成し、全国の消費生活センター、消費者団体及び全

国の点字図書館等に配布した。

なお、悪質な手口により消費者被害にあった等として、全国の消費生活センターや国民生活センターなどに寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等の相談件数」は、2008年度から年々増加し、現在まで高水準で推移している。

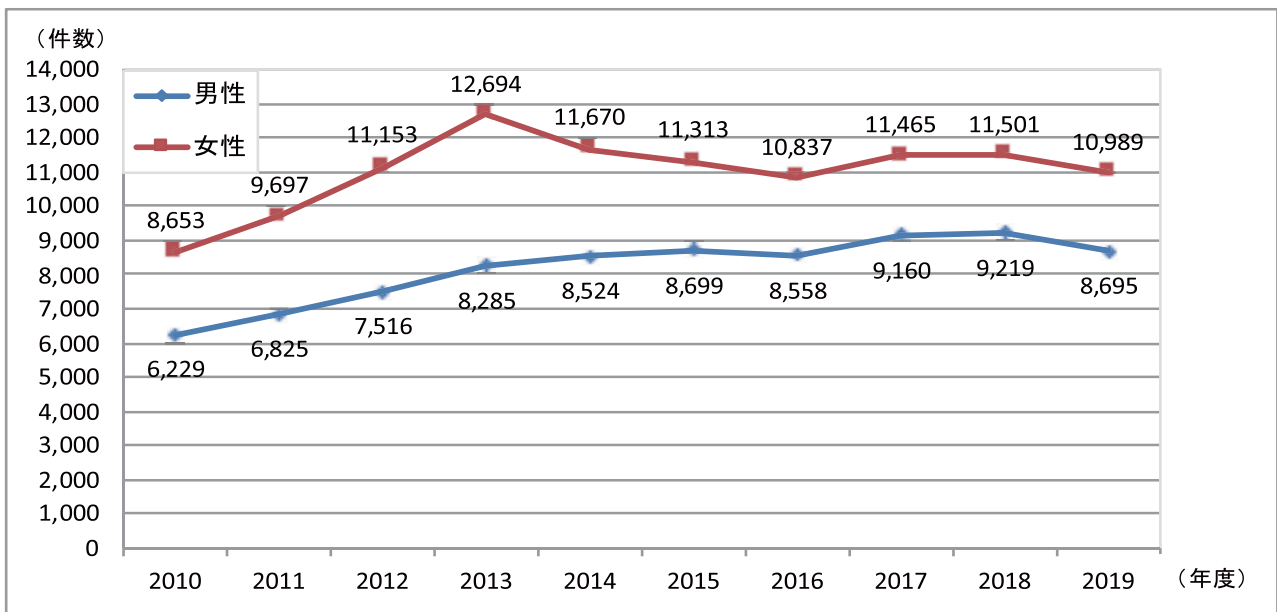
こうした状況のもと、国民生活センターでは、「消費生活センターにおける障がい者対応の現況調査」を実施し、2018年1月に結果報告書を公表した。調査結果では、契約当事者や相談者の障害の種類として「精神障害」や「知的障害」が多く、相談内容の聞き取りや意思疎通などに関して相談対応上の課題があることが明らかになった。

また、消費者庁では、障害者の消費行動・消費者トラブルの実態を把握するため、徳島県及び岡山県の協力を得て、「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」を実施し、2018年3月に報告書を取りまとめ公表した。その結果、障害者は全体的に買物好きな人が多い傾向にあり、他方で比較的多くの消費者トラブルに直面している可能性が示唆された。加えて、2019年5月には、障害者の方が経験した消費者トラブルについての事例集を公表した。2019年度は、この事例集を使った出前講座を実施し、普及・啓発を図っているところである。

消費者トラブルの防止及び被害からの救済については、地方消費者行政強化交付金等を通じ、被害に遭うリスクの高い消費者（障害者、高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築し、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組等を支援するとともに、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制整備を図る取組等を促進している。

加えて、「消費者安全法」（平成21年法律第50号）の改正（2016年4月施行）では、地域社会における高齢者・障害者等の見守りネットワークの構築のため、地方公共団体において消費者安全確保地域協議会を設置できることが盛り込まれており、地方公共団体向けの説明会等を行った。また、「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」及び設置事例集の周知を行う等、各地域における見守りネットワークの設置が促進されるよう取り組んだ。

■ 図表3-6 認知症高齢者、障害のある人等の消費生活相談件数（年度別・男女別）（2010～2019年度）



注1：2020年3月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

注2：「判断不十分者契約」「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)

■ 図表3-7 認知症高齢者、障害のある人等の消費生活相談件数（商品・役務別10位まで）（2010～2014年度）

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	5,963	フリーローン・サラ金	3,623	健康食品（全般）	3,477
2	新聞	5,049	新聞	1,623	新聞	3,299
3	健康食品（全般）	4,200	携帯電話サービス	1,623	他の健康食品	2,857
4	商品一般	4,079	商品一般	1,508	商品一般	2,429
5	他の健康食品	3,564	出会い系サイト	1,303	フリーローン・サラ金	2,265
6	携帯電話サービス	2,751	アダルト情報サイト	1,272	出会い系サイト	1,282
7	出会い系サイト	2,598	賃貸アパート	711	携帯電話サービス	1,084
8	アダルト情報サイト	1,619	他の健康食品	674	ファンド型投資商品	1,006
9	賃貸アパート	1,461	健康食品（全般）	661	かに	879
10	ファンド型投資商品	1,451	携帯電話	594	修理サービス	760
			光ファイバー	594		

■ 図表3-8 認知症高齢者、障害のある人等の消費生活相談件数（商品・役務別10位まで）（2015～2019年度）

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	6,267	フリーローン・サラ金	3,851	新聞	3,325
2	商品一般	5,485	携帯電話サービス	2,351	他の健康食品	3,237
3	新聞	5,099	商品一般	2,129	商品一般	3,146
4	他の健康食品	4,331	光ファイバー	1,659	健康食品（全般）	2,376
5	携帯電話サービス	4,139	新聞	1,625	フリーローン・サラ金	2,303
6	健康食品（全般）	3,118	出会い系サイト	1,267	携帯電話サービス	1,706
7	光ファイバー	2,657	賃貸アパート	1,047	賃貸アパート	992
8	賃貸アパート	2,091	他の健康食品	1,039	光ファイバー	949
9	出会い系サイト	2,036	アダルト情報サイト	866	修理サービス	900
10	他のデジタルコンテンツ	1,647	他のデジタルコンテンツ	836	他のデジタルコンテンツ	785

注1：2020年3月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

注2：「判断不十分者契約」「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

注3：2015年度に商品・役務等別分類が改定されたため、時系列での比較はできない。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)

■ 図表3-9 障がい者の消費行動と消費者トラブル事例集（抜粋）



障がい者の消費行動と消費者トラブル事例集表紙



携帯電話販売店での契約（四コマ漫画）



訪問販売（四コマ漫画）

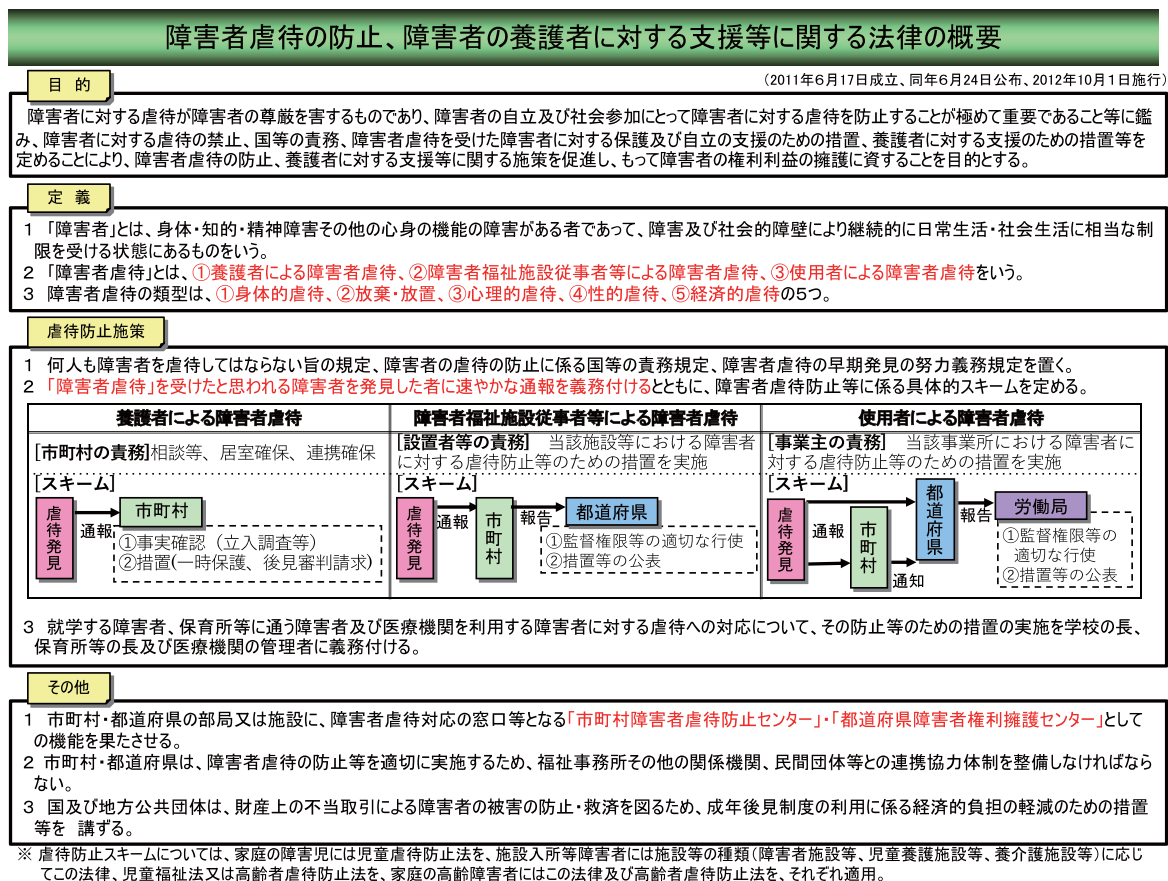
(5) 障害者虐待防止対策の推進

障害のある人の尊厳の保持のため障害のある人に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）が2012年10月から施行されている。

この法律においては、何人も障害者を虐待してはならないことや虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等を規定しており、地方公共団体は障害者虐待対応の窓口として「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を果たすこととされている。各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省においては、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の虐待防止や権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

図表3-10



資料：厚生労働省

(6) 障害者団体や本人活動の支援

意思決定過程に障害のある人の参画を得て、その視点を施策に反映させる観点から、障害者政策委員会等において障害のある人や障害者団体が、情報保障その他の合理的配慮の提供を受けながら構成員として審議に参画している。

また、「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業において、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う「自発的活動支援事業」を実施している。